



令和6年度
生徒・保護者の皆様へ

大切な
お知らせ
です

が く ひ ふ た ん け い げ ん

学費負担を軽減する せ い ど 制度があります!

電子申請

1

全員手続

高校等の
授業料等の支援

高等学校等
就学支援金



2

対象者
のみ

授業料以外の
教育費の支援

高校生等
奨学給付金



3

対象者
のみ

生徒用コンピュータ等の
購入費等の支援



高等学校等学びの革新
環境充実奨学金

4

希望者
のみ

高校等の学資金の
一部を貸与



高等学校等
奨学金

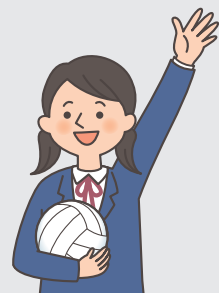
5

対象者
のみ

学資金の一部貸付け
又は教科書等費用の
支援



修学奨励金・教科書給与
(定時制・通信制対象)



※制度内容等は変更になる場合があります。

ひろしまけんきょういくいしんかい きょういくしえんすいしんか
広島県教育委員会 教育支援推進課

〔問合せ先は7ページをご覧ください。〕

広島県 教育支援推進課

検索





全員手続

毎月の**授業料**や年間の**受講料**を支援する制度です。

手続

全員、申請手続が必要となります。申請方法等については、**入学決定後**にお知らせする予定です。
 電子申請用のID等は、入学以降に別途、配付予定です。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- ✓ 広島県内の公立高校等に在学する生徒
- ✓ 保護者等全員の「課税標準額(課税所得額)×6%—市町村民税の調整控除の額」の合計額が**304,200円未満***

*年収の目安は4人家族で給与収入が約910万円未満となります。

ただし、次の方は対象となりませんので、申請手続を行う必要はありません。

①高等学校等を既に卒業したことがある生徒や3年(定時制課程・通信制課程は4年)を超えて在籍している生徒(以前に高等学校等に在籍した期間がある場合はその期間も含める。) ②科目履修生や聴講生

支給額

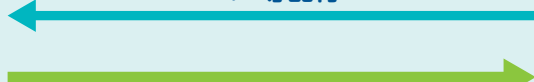
授業料(例:全日制で月額9,900円・年額118,800円)又は受講料に相当する額が国から県・市へ支給され、対象者の授業料等に充当されます。
 これにより、生徒・保護者等の**授業料等の負担が実質0円**となります。

期限までに
**申請されなかった場合は、
 就学支援金が受けられない**
 ため、気をつけてください。

生徒



① ID等配付



県・市

② 電子申請



学校

④ 授業料等にあてる



③ 支援金を交付



(例)全日制課程:年額11万8,800円の就学支援金を授業料にあてます



Q & A

就学支援金の申請をするには、どうすればよいですか。

答え

入学時に**電子申請手続**を行う必要があります(手続の詳細は、入学決定後にご案内します。)



入学時の審査結果が卒業まで継続されるのですか?

答え

毎年度、最新の住民税情報等を基に所得基準を満たしているか**審査**を行います。
 入学時に認定となった方でも、翌年度は認定とならない場合があります(逆に入学時に認定されていなくても、その後、認定となる場合もあります。)



就学支援金の対象とならない場合にはどうなりますか?

答え

授業料や受講料を**納期限までにお支払い**いただくことになります。
 ただし、家計が急変した場合などには別途、授業料減免の制度もありますので、県教育委員会にお問合せください。



国からの就学支援金は生徒や保護者が受け取るのですか。

答え

生徒や保護者に代わって**県や市が受け取り、授業料等にあてます**。
 なお、県立の通信制高校は一旦受講料をお支払いいただき、就学支援金を申請することで、後で受講料相当額の就学支援金を受け取ることができます。



世帯年収が約910万円を超えている場合は、手続は不要ですか。

答え

世帯年収の約910万円は、4人家族(両親・子供2人)の場合の目安です。被扶養者の人数や各種控除によって目安は変わりますので、年収だけで判断せず、**原則、申請手続を行ってください**。



就学支援金は、在学中はいつまでも支給されるのですか。

答え

支給期間には、上限があります。
 在学期間を通算(過去に高校等に在学した期間も含む)して、全日制課程では36か月まで、定時制課程・通信制課程では48か月までが対象となります。
 ※中退して再入学した場合などは、最長24か月まで延長できる制度もあります。



手続にはマイナンバーが必要です!



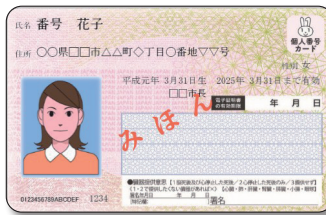
マイナンバーカード をご用意ください!

就学支援金の制度の手続において、保護者等全員のマイナンバー(個人番号)を準備していただく必要があります。
※マイナンバーカードの発行については、お住いの市区町村へお問合せください。

マイナンバーカード

マイナンバーカードはプラスチック製ICチップ付きカードです。券面には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されています。

見本<表>



見本<裏>



個人住民税の課税状況を確認しておいてください!



個人住民税の申告を行っていない場合(給与と所得のみの場合を除く。)所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。
市区町村において、必ず**事前に申告**をお願いします。

マイナンバーは必ず準備しないとイケないのですか。

答え

マイナンバーにより所得要件を確認するための書類が提出不要となるなど、利便性が向上します。マイナンバーは法律に基づき利用しますので、**原則準備**をお願いします。

マイナンバーはどこで確認できますか。

答え

「マイナンバーカード」、「通知カード」又は「マイナンバー記載の住民票の写し」などで確認することができます。

マイナンバーは何に利用されるのですか。

答え

マイナンバーを利用して、**各市区町村から保護者等の課税状況を取得**し、それを基に就学支援金の受給資格を判定します。

課税情報を確認するには、どうすればよいですか。

答え

課税情報は、マイナンバーカードを利用して**マイナポータルから確認**することができます。税額決定(変更)通知書等には市町村民税の調整控除の額が記載されませんので、マイナポータルからご確認ください。

マイナポータルはどのように利用するのですか。

答え

マイナポータルはこちらからログインできます。



マイナポータル

検索

マイナンバー以外に準備しておくことはありますか。

答え

事前に個人住民税の申告を行ってください。給与と所得のみで支払者が各市区町村へ給与報告している場合を除き、生活保護受給者や前年の収入がない方(控除対象配偶者を除く。)であっても事前の申告が必要です。**税の申告をしていない場合、マイナンバーで所得確認ができません。**

2

こう こう せい とう しょう がく きゅう ふ きん

高校生等奨学給付金

給付

7月電子申請



対象者のみ

教科書費、教材費など**授業料以外の教育費**を支援する制度です。

手続

毎年、**対象者のみ**申請手続が必要となります。
申請方法等については、**7月頃**にお知らせする予定です。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- 国公立高校等（県外の学校を含む）に在学する生徒の保護者等
- 保護者等が広島県内に住所を有している
- 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税^{*}の世帯**
- 生徒が高等学校等就学支援金等の支給対象

※年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満となります。

支給額

区 分		支給額(年額)	
生活保護(生業扶助)受給世帯		32,300円	
住民税が非課税の世帯	全日制・定時制	第1子	117,100円
		第2子以降	143,700円
	通信制	50,500円	

支給上限

給付回数は、一人の高校生につき年1回、通算3回(定時制・通信制は4回)を上
限とします。ただし、過去に高校等を中退して再入学した場合などは、最大2回
まで追加で受給できる場合があります。



ポイント

- 申請手続は、保護者がお住いの都道府県で行います。
生徒が県内の国公立高等学校等に在学する場合でも、保護者が県外にお住いの場合は、お住いの都
道府県にお問合せください。
- 新入生を対象に、給付金の**一部を前倒しで支給**する制度を**4月に募集**します。
詳細は入学決定後にご案内します。
- 「5 定時制及び通信制課程修学奨励金貸付」の貸付を受ける場合は、奨学給付金を**受給すること
はできません**。

Q & A

保護者等全員の住民税が
非課税の世帯とは、
どんな世帯ですか。

答え

保護者等全員の**住民税所得割が0円の
世帯が対象**となります。
住民税には、均等割と所得割がありま
すが、所得割のみで判定します。
(均等割は含まれません。)

奨学給付金が決定された
場合、どのように受け取る
ことができますか。

答え

申請の際に届け出ていただく保護者等名
義の**指定の銀行口座に、県教育委員会から
振り込み**ます。
ただし、高校等が保護者の代わりに受け取
り、学校徴収金にあてる場合もあります。

一度申請すれば、卒業まで
何回も受給することが
できるのでしょうか。

答え

毎年7月1日時点の課税状況及び扶養状
況などを確認するため、**毎年申請**する必
要があります。
そのため、保護者等の収入状況等によっ
ては、支給対象であった場合でも翌年度
以降は対象外となる場合もあります。

こうとうがっ こうとうまな へんかく

高等学校等学びの改革

かんきょうじゅうじつしょうがく きん

環境充実奨学金

給付

7月電子申請



生徒用コンピュータ等を保護者負担で購入等する費用を支援する制度です。

手続

毎年、**対象者のみ**申請手続が必要となります。
申請方法等については、**7月頃**にお知らせする予定です。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- 広島県内の国公立私立高校等※に在学している生徒
※高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び高等専門学校
- 学校の指示により生徒用コンピュータ等を保護者等の負担で購入等している生徒
- 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税※の世帯**

※年収の目安は4人家族で給与収入が約270万円未満となります。

支給額

保護者等が負担した生徒用コンピュータの購入費用及び通信費等を対象経費とし、対象経費を修業年限(高校等の卒業までの年数)で除した額を年1回支給します。

上限額

修業年限が3年(全日制)の場合	35,000円/回(年)
修業年限が4年(定時制)の場合	29,500円/回(年)



Q & A

もともと所有していた機器等を使用する場合、その購入費用等は支給対象となりますか。

答え

学校から購入等を指示される前(高校等に合格する前)に所有していた生徒用コンピュータ等の購入費用等は、**原則として支給対象となりません**。この場合、高校の在学中に必要な通信費とソフトウェア等の費用が支給対象となります。

機器を一括払で購入した場合も毎年申請し、毎年度支給されるのですか。

答え

はい、**3年間(全日制の場合)の分割で支給**します。非課税世帯の要件を満たすかどうかを毎年確認し、機器等の購入状況からその年の支給額を決定するため、申請書類は**毎年提出**していただく必要があります。

生活保護等から機器の購入費等の支援を受けた場合は、どうなりますか。

答え

対象経費の全額について、生活保護費や特別支援教育就学奨励費など他制度から支援を受けた場合は、**重複して支援を受けることはできません**。対象経費の一部のみ他制度から支援を受けた場合は、残りの対象経費をこの奨学金から支援します。

レシート等をいつまで保管しておく必要がありますか。

答え

レシート・領収書等がないものについては、支給対象とすることができません。生徒用コンピュータ等を購入した際のレシートや領収書等は、**高校等を卒業するまで**無くさないように保管してください。

支給を一度受けた場合はその翌年度以降も必ず支給されるのですか。

答え

毎年7月1日時点の課税状況などを確認するため、**毎年申請**する必要があります。そのため、保護者等の収入状況等によっては、支給対象であった場合でも翌年度以降は対象外となる場合もあります。

コンピュータ等の購入前にこの奨学金が支給されることはありますか。

答え

購入等した生徒用コンピュータ等のレシート・領収書等が必要になりますので、**購入等する前に支給を受けることはできません**。事前に購入資金の支援が必要な場合は、入学準備金等の貸付けを申請することを検討ください。

希望者のみ

経済的理由により修学が困難と認められる

高校生等を対象に学資金の一部を貸し付ける制度です。

貸付

申請受付中



手続

希望者のみ申請手続が必要となります。(貸付けを継続するための意思確認は毎年度行います。) 在学募集の申請方法等については、入学決定後にお知らせします。

【将来必ず返還する必要がありますので申請に当たっては保護者とよく相談しましょう。】

募集区分	貸付金の種類	募集開始	締切	貸付開始
予約募集 ※中学校3年生等が対象です	入学準備金	9月上旬	1月中旬	1月以降(高校等への入学前)
	修学奨学金			4月分 ※入金は5月以降となります。 ※高等学校入学後の「在学募集」より早く借受けることができます。
在学募集 ※高校生等が対象です	修学奨学金	4月上旬	5月末	4月分 ※入金は7月以降となります。

※ **予約募集** に申請する場合は、右のQRコードから電子申請してください。

在学募集 は6月以降も随時受け付けています。



対象者

<次のいずれにも該当する者>

- 国公立私立高校等※(県外の学校を含む)に在学している生徒(予約募集においては、高校等に入学又は進級しようとしている生徒)
※高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び高等専門学校
- 保護者等が広島県内に住所を有している
- 学習状況が良好であると認められる生徒
- 成年者である保証人を2名立てることができる生徒
- 同種の奨学金等の貸付け等を受けていない生徒
- 保護者等全員の「課税標準額(課税所得額)×6%—市町村民税の調整控除の額」の合計額が**304,200円未満**

(収入基準額の目安)

区分	3人世帯 父・母・本人	4人世帯 父・母・本人・中学生	5人世帯 父・母・本人・大学生・中学生
父母の一方が給与収入のみの場合	910万円		960万円

★上記は目安ですので、家族構成や収入状況により収入基準額は異なります。



貸付額

貸付金の種類	貸付額	貸付期間	貸付利息
入学準備金	5万円、10万円、15万円から選択した金額	在学する高校等の修業年限	無利息
修学奨学金(月額)	国公立: 自宅18,000円、自宅外23,000円 私立: 自宅30,000円、自宅外35,000円		

Q & A

高等学校入学後に入学準備金を申請することはできますか?

答え

できません。入学準備金は、高校等入学に必要な資金の一部を入学前に貸し付ける制度ですので、予約募集でしか申請できません。入学準備金を希望される場合は、1月中旬までに必ず申請してください。

どのような人に保証人になってもらえばよいですか。

答え

保証人は、**県内に住所を有している成年者**である必要があります。生徒が未成年の場合は、親権者又は未成年後見人が1人目の保証人となり、2人目の保証人は、1人目の保証人とは別生計の方になっていただく必要があります。

高校等を卒業した後、すぐに返還しなければならないのですか。

答え

奨学金の貸付期間満了後、**6か月を経過した後**から返還が始まります。なお、生徒が大学等へ進学した場合や経済的に返還が困難となった場合等は、一時的に返還を将来に延期するための「返還猶予」を申請することができます。



てい じ せい およ つう しん せい か てい

定時制及び通信制課程

貸付・給付
4月申請



しゅう がく しょう れい きん きょう か しょ きゅう よ

修学奨励金・教科書給与

定時制・通信制課程に在学する勤労青少年を対象に**学資金の一部**を貸与する制度及び**教科書等**の購入費用を支援する制度です。

手続

毎年、**対象者のみ**申請手続が必要となります。
申請方法等については、**入学決定後**にお知らせする予定です。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- 年間の就労日数が原則90日以上である生徒
- 生徒が独立して生計を営む場合は年間の収入額が279万円以下
- 生徒が独立して生計を営まない場合は世帯収入が所得基準を満たす世帯
- 各年において必要な履修又は修得単位数を満たしている生徒



〈修学奨励金〉

- 広島県内の公立高等学校の定時制又は通信制に在学している生徒
- 就労による年間の収入額が原則46万円以上である生徒
- 原則4年間で卒業する学習計画を持つ生徒

〈教科書給与〉

- 広島県内の公立高等学校の定時制又は通信制に在学している生徒

支援額

〈修学奨励金(月額)〉

定時制	公立学校	14,000円
	私立学校	29,000円
通信制	公立学校	14,000円
	私立学校	14,000円

〈教科書給与〉

定時制	教科書の購入費用(実費)
通信制	教科書及び学習書の購入費用(実費)

ポイント

- 修学奨励金は無利息の貸付けです。
- 貸付期間は在学する高等学校の修業年限までです。
- 高等学校を**卒業**することにより**返還が免除**されます。
- 「2 高校生等奨学給付金」の支給を受ける場合は、修学奨励金の**貸付けを受けることはできません**。

広島県教育委員会公式 SNS

Instagram

Facebook

県教育行政情報などを随時掲載！
ぜひご登録ください！

学費負担を軽減する制度の情報も発信します！

広島県教育委員会ではInstagram(インスタグラム)、FaceBook(フェイスブック)による情報を発信しています。
登録すると学費負担を軽減する制度の情報もいち早くお手元に届きます！

Instagram <https://www.instagram.com/hiroshimakenkyoui/?hl=af>
Facebook <https://m.facebook.com/hiroshimakenkyoui/>

年間スケジュール

		中学校等		高校等										
		…	1~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~3月	
給付	1 就学支援金			口座配付・申請					支給決定(6月分まで)					支給決定(7月分以降)
給付	2 奨学給付金			前倒し給付申請手続及び支給			申請							支給
給付	3 学びの变革環境充実奨学金						申請							支給
貸付	4 高等学校等奨学金(入学準備金・修学奨学金)	予約募集	入学準備金貸付け			修学奨学金貸付開始								
				在学募集					在学募集(随時)					
										在学貸付開始				
貸付	5 定時制及び通信制課程	修学奨励金												
給付		教科書給与				申請							貸付け・支給	

※申請手続、支給及び貸付等の時期はあくまで目安です。個別の審査状況等により変動します。

問合せ先

[受付時間]

月曜日～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時まで

No.	種類	区分	国立	県立 市立	私立	連絡先
1	高等学校等就学支援金	給付	※1	○	※2	きょういく し えんすい しん か しゅうがく し えんかかり 教育支援推進課 就学支援係 ☎ 082-222-3015
2	高校生等奨学給付金	給付	○	○	※2	
3	高等学校等学びの变革環境充実奨学金	給付	○	○	○	
4	高等学校等奨学金(入学準備金・修学奨学金)	貸付	○	○	○	きょういく し えんすい しん か き かくちようせいかり 教育支援推進課 企画調整係 ☎ 082-513-4996
5	定時制及び通信制課程	修学奨励金		○	○	
		教科書給与		○		

※1 国立学校の高等学校等就学支援金については、進学先の国立学校にお問合せください。

※2 私立学校の次の制度については、「広島県環境県民局 学事課 修学支援担当」にお問合せください。

◀私立学校▶ ○高等学校等就学支援金
○高校生等奨学給付金

ひろしまけん かんきょうけん みんきょく がくじ か しゅうがく し えんたんとう
広島県 環境県民局 学事課 修学支援担当
☎ 082-513-2755

他にも色々な制度があります

○ 高等学校等の専攻科に通う生徒の場合

★授業料を支援する「修学支援金制度」

★授業料以外の教育費を支援する「奨学給付金制度」

○ 高等学校等を中途退学した方が学び直しのため

再び入学する場合

★「学び直しへの支援」制度

県立高等学校の入学料が免除になる制度もあります

- 保護者全員の市町村民税所得割が非課税である世帯(生活保護受給世帯を除く。)の場合、県立高等学校の入学料が免除になります。
- 県立高等学校の入学料免除は、高校入学者選抜制度推進課に令和6年2月22日までに申請する必要があります。



(問合せ先) 広島県教育委員会 高校入学者選抜制度推進課 ☎ 082-513-4992

※ 問合せ先が就学支援金等とは異なります。